

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月10日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第46号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(本庁の参事等)			(本庁の参事等)		
第67条 第60条から前条までに規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。			第67条 第60条から前条までに規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。		
職	機関	職務	職	機関	職務
(略)	(略)		(略)	(略)	
技監			技監		
水産・海洋 統括官			<u>水産・海洋</u> <u>統括官</u>	<u>経済産業部</u> <u>水産・海洋</u> <u>局</u>	<u>局の所掌事</u> <u>務を統括整</u> <u>理する。</u>
組合検査官	(略)		組合検査官	(略)	
(略)			(略)		
2～9	(略)		2～9	(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年7月13日から施行する。